

- ① 新基準値に対応した飼養管理の徹底
 - ② 放射性物質検査
 - ③ 検査結果に応じて出荷制限
- により安全確保。

基準値に対応した飼養管理（1/2）

食品の放射性物質の基準値（一般食品100Bq/kg、牛乳50Bq/kg）を超えた畜産物等が流通しないよう、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を設定

	暫定許容値(Bq/kg)
牛	100
豚	80
鶏	160
（ 養殖魚	40 ）

1. 暫定許容値以下の飼料（牧草等）を給与する等の適切な飼養管理の徹底
2. 暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進



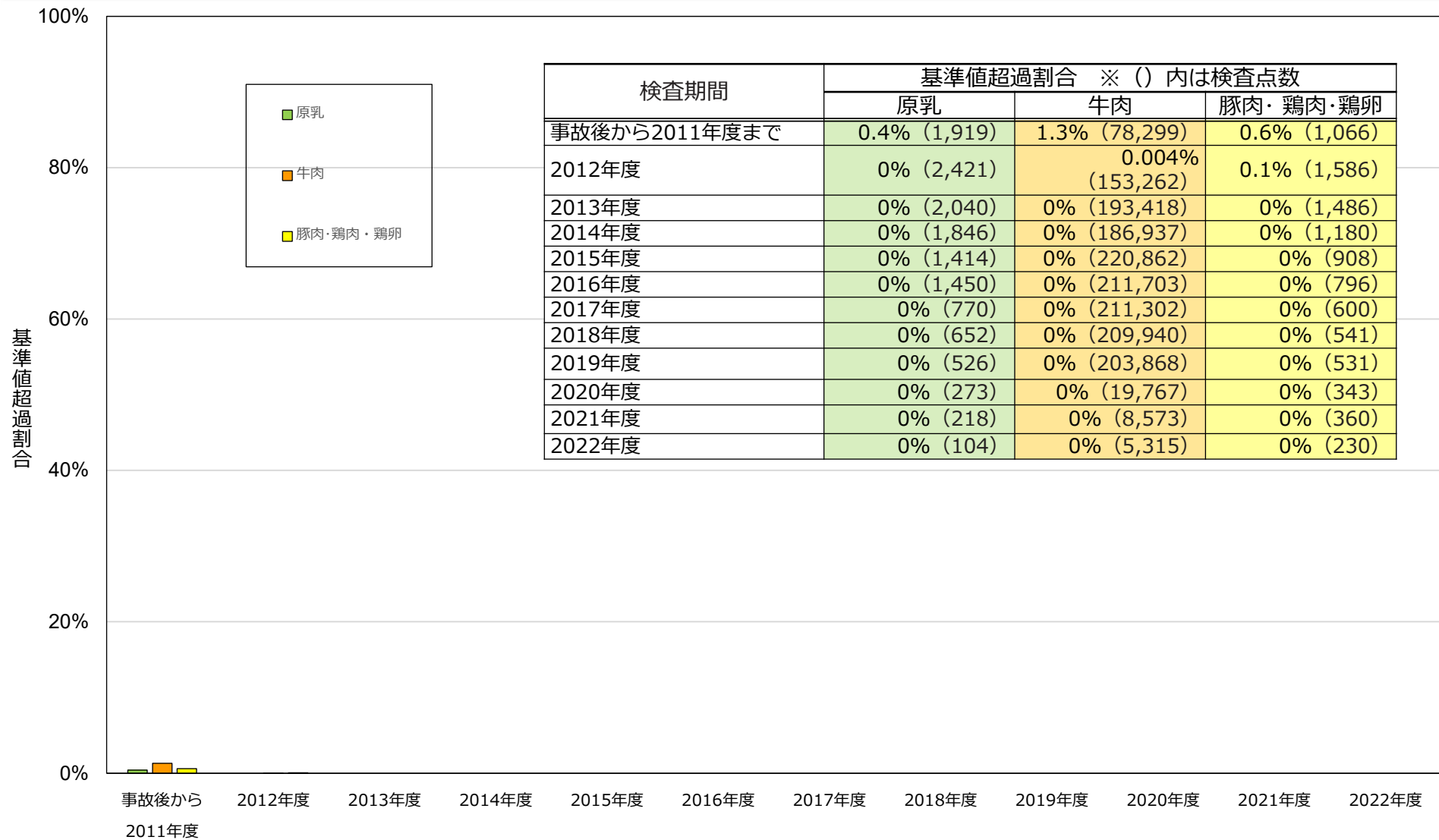
- 乳

福島県で定期的に検査を実施。

ただし、適切な飼養管理が行われていることを確認し、出荷制限が解除されてから3年を経過した区域で生産された原乳のみを取り扱っており、かつ、直近3年間の検査が全て基準値1 / 2以下であるクーラーステーション等を除く。

畜産物

畜産物の検査結果の推移



※集計対象：食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、検査対象自治体となっている17都県

畜産物中の放射性物質の検査結果について（農林水産省）、食品中の放射性物質の検査結果について（厚生労働省）より作成